

一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会（以下、「法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 この法人の会費は、年会費制とし、1口の会費の額に加入口数を乗じた額とする。
1口 100,000円

(会費の納入)

第3条 会員は、毎事業年度、法人から会費の請求を受けたのち、法人が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

2 前事業年度内に定款第8条に規定する任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

(会員口数の変更)

第4条 会員は、第2条の規定による会員口数を変更するときは、理事会において別に定める会員口数変更届を法人の理事長に提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

2 前項の会員口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会の設立の登記の日（平成29年12月15日）より施行する。